

大土改－245
平成29年2月9日

関係組合員 各位

大潟土地改良区
理事長 後藤 幸三

平成28～29年度定額助成に係る契約等について（通知）
（H28年度補正予算：農業者施工の暗渠排水・区画拡大）

このことについて契約等の手続きを行いますので、下記に該当する方は、**印鑑**を持参の上、大潟土地改良区事務所に来所してください。

また、「施工状況の管理様式」が国より示されましたので、配布します。様式類は大潟土地改良区のホームページにも掲載しましたので、ご活用ください。

☆「大潟土地改良区」で検索、「お知らせ(2月9日)」からダウンロード

1. 場所：大潟土地改良区
2. 期限：平成29年2月13日(月)～平成29年2月17日(金)
 午前の部 9時～11時30分まで
 午後の部 13時～15時30分まで
3. 該当者（農業者施工）
 - (1) 平成28年度に暗渠排水（農業者施工）を要望
 - ・「作業委託契約書」を作成、押印。
 - ・「施工状況の管理様式」を配布。
 - (2) 平成29年度に暗渠排水（農業者施工）を要望
 - ・「作業委託契約書」を作成、押印。
 - (3) 平成28～29年度に区画拡大（農業者施工、高低差10cm以下）を要望
 - ・「作業委託契約書」を作成、押印。
4. 平成29年4月以降の契約（今回は該当なし）
 - ・建設業者施工
 - ・区画拡大の高低差10cm超

【担当】

大潟土地改良区 事業課
事業係 鈴木 諒
電話：0185-45-2523

作業委託契約書（農業者施工）

定額助成「暗渠排水」事業の実施に伴い、委託者「大潟土地改良区 理事長 後藤幸三（以下「甲」という）」と、受託者「（以下「乙」という）」

との間で、以下の内容で作業委託契約を締結する。

1. 目的 甲は、次に掲げる作業を乙に委託し、乙はこれを受託する。
 - (1) 委託名称 暗渠排水
 - (2) 作業場所 別紙1のとおり
 - (3) 作業量 別紙1のとおり
2. 作業内容 乙は 別紙1の作業場所・作業量の「暗渠排水」を施工する。
 - ・吸水渠の径は 65mm 以上
 - ・排水路出口の深さは田面より 1 m程度以上深くしないこと
3. 委託期間 平成 年 月 日 ～ 平成29年3月30日
～ 平成30年3月20日（繰越承認後）
4. 委託費 委託費の額は、下記を超えない範囲とし、実績等に応じて精算変更することがある。
 - ① トンチヤ-施工、集約化あり 1,150 円/m
 - ② " " なし 1,000 円/m
 - ③ バックホ-施工、集約化あり 1,400 円/m
 - ④ " " なし 1,200 円/m
5. 損害負担 作業上生じた損害は、乙の負担とする。
6. 作業の完了報告 乙は、作業を完了したときは、遅滞なく甲に作業の完了報告をしなければならない。
7. 検査 甲は、乙から作業の完了報告を受けたときは、遅滞なく委託作業内容に関する検査を行うものとする。
8. 委託費支払 委託費は、検査終了の上、受託費請求書の受理後、40日以内に支払うこととする。
9. 協議事項 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各々1通を保有する。

平成 年 月 日
 甲 委託者 住所 大潟村字中央3番地の9
 名称 大潟土地改良区
 代表者 理事長 後藤 幸三 印

乙 受託者 住所
 氏名 印

作業委託契約書（農業者施工）

定額助成「区画拡大」事業の実施に伴い、委託者「大潟土地改良区 理事長 後藤幸三（以下「甲」という）」と、受託者「
（以下「乙」という）」

との間で、以下の内容で作業委託契約を締結する。

1. 目的 甲は、次に掲げる作業を乙に委託し、乙はこれを受託する。
 - (1) 委託名称 区画拡大
 - (2) 作業場所 別紙2のとおり
 - (3) 作業量 別紙2のとおり
2. 作業内容 乙は 別紙2の作業場所・作業量の「区画拡大」を施工する。
施工方法は下記による
 - ① プラウによる表土反転15cm以上+レベラー整地
 - ② ブルドーザーによる簡易整地
3. 委託期間 平成 年 月 日 ～ 平成29年3月30日
～ 平成30年3月20日（繰越承認後）
4. 委託費 委託費の額は、下記を超えない範囲とし、実績等に応じて精算変更することがある。高低差および委託の適否は甲の調査による。
 - ① 高低差10cm以下、表土扱なし、集約化あり 45,000円/10a
 - ② " " " " なし 40,000円/10a
5. 損害負担 作業上生じた損害は、乙の負担とする。
6. 作業の完了報告 乙は、作業を完了したときは、遅滞なく甲に作業の完了報告をしなければならない。
7. 検査 甲は、乙から作業の完了報告を受けたときは、遅滞なく委託作業内容に関する検査を行うものとする。
整地仕上げの均平度は、±5cm（最高－最低＝10cm）を合格とする。
8. 委託費支払 委託費は、検査終了の上、受託費請求書の受理後、40日以内に支払うこととする。
9. 協議事項 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各々1通を保有する。

平成 年 月 日
甲 委託者 住所 大潟村字中央3番地の9
名称 大潟土地改良区
代表者 理事長 後藤 幸三 印

乙 受託者 住所
氏名 印

